

介護予防小規模多機能型居宅介護契約書別紙兼重要事項説明書(別表)

令和6年10月1日現在

1. 利用料金

介護保険法に基づいた利用料金を負担していただきます。負担割合は、保険者より発行される「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

(1) 基本料金

①施設利用料(1ヶ月あたり)

●小規模多機能型居宅介護費

要介護度	要支援1	要支援2
自己負担額	34,500円	69,720円

②加算

①	初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間および30日を越える入院をされたあとのご利用の場合	300円/日 (30日まで)
②	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合	4,500円/月
③	総合マネジメント体制強化加算	①個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること②利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること③日常的に利用者に関わりのある地域等の相談に対応する体制を確保していること④必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること⑤地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること⑥地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修等を実施していること	12,000円/月
④	サービス提供体制強化加算(I)	①個別の研修計画・実施(外部研修含む)②利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の定期開催③介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の70以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上④別の告示での利用定員・人員基準に適合	7,500円/月
⑤	科学的介護推進体制加算	①利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用していること。	400円/月
⑥	中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域(※)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合。 ※新潟県においては「特別地域加算対象地域」及び新潟市を除く県内全域。	所定単位数の10%

⑦	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の処遇改善を実施している場合	所定単位数の合計額の14.9%
---	----------------	-------------------------------------	-----------------

※ご利用者の状態や、事業所の体制により加算される内容が変わってきます。

(2) その他の料金

① 食費及び宿泊費

食費	1日につき 1,550円 (内訳：朝食420円、昼食600円、夕食530円)
おやつ代	1日につき 50円
宿泊費	1泊につき 2,066円

② その他

- ・おむつ代 : 実費をお支払いいただきます。
 - ・理美容代 : 実費をお支払いいただきます。
 - ・買い物等 : 実費をお支払いいただきます。
 - ・キャンセル料 : 利用予定日にご用意した直近の食費をいただきます。
- ※レクリエーションや行事等の料金については、実費となる場合があります。

2. 所得の低い方に関する施策

① 高額介護サービス費

保険給付の負担割合に応じてご負担いただいておりますが、1か月に支払った利用者の負担の合計がその上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。
(=高額介護サービス費の支給) があります。

② 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護の提供するサービスの利用者負担額が利用者の収入等により減免される制度があります。

～ 制度を受けるには申請が必要となります。詳しくは事業所にお尋ねください。 ～